

まちネット議事録

- 日 時：平成20年8月27日（水）18：30～20：45
- 場 所：市立公民館3階講座室
- 参加者：31人（進行：金野 記録：東山）
- ゲストスピーカー：糟谷 道彦さん（岸和田公証役場公証人）
- テーマ：「老後に備えて ～法律から見た「老いじたく」～」

「公証役場」という言葉を聞かれたことはありますか？公証役場は公正証書の作成、私文書の認証などを行っているところです。今回はドラマなどでよく耳にする遺言状について、岸和田公証役場の公証人・糟谷道彦さんを招いて、お話を伺います。

「“遺言”なんて、自分には関係ない」、「“老いじたく”って自分はまだそんな年じゃない」と殆んどの方が、そう思われているのではないのでしょうか。遺言状は、自分の財産をどうして欲しいのかを書き残すことをきっかけに、老後のこと、年をとることについて考える良い機会を与えてくれます。

今回のゲストスピーカーの糟谷さんは、岸和田公証役場でお勤めされています。法律から見た“老いじたく”、また“老い”を取り巻く現代社会の制度（成年後見制度など）についてもお話いただきます。“法律は苦手やねん！”、“自分にはまだ早い！”と思われる方も、お聞き下さい。

今までとは一味違ったお話が聞けますよ。お楽しみに・・・。

● 講演の概要

1. はじめに

- 心身共に健全な時に、老いじたくをしておく。
- 高齢化して、認知症になる可能性があり、核家族化が進んでいる現在、「老いじたく」が必要。
- 心身とも健全な時でないとなかなか判断はできない。どのように最期を迎えるか考えておきたい。



2. 「老いじたく」

- 老後、どこでどのように暮らし、お金を誰に管理してもらうのか？残った財産を誰にやるかを決めること。
- 決めたことを書面にする。遺言など公正証書にしておく、法律的にも管理上も確実になる。

3. 後見

- 成年後見制度について

正常→財産管理契約→**認知症**（精神的な能力不十分）→任意後見契約（任意後見監査人）→**死亡**

* 任意後見：後見してもらう人（後見人）を自分で決める。（公正証書作成要）

* 法定後見：裁判所が後見人を決める。

* 未成年後見（両親が亡くなった時）

4. 遺言

- 遺言がなく、何も決めていない場合は法定相続となる。
- 遺言は、残った財産をどうするかを決めること。
- 弁護士などのプロに頼むとお金がかかり、自分で書く場合は、本などを参考に、揉めないようにはっきりと書き、バランスのとれた遺言書を作る。
- 自筆遺言は亡くなった後、家裁（家庭裁判所）で検認してもらうことが生じたり、土地、建物などの相続や遺贈の場合は、地番、面積などのちょっとした間違いでも、後日、登記に差し支えたり、争いのもとになることがあるので、登記簿謄本や権利証などにより、確認しておく必要がある。
- 以上のことから、遺言書は公正証書にしておくのが最良と言える。



ビデオを見る ～あらすじは次のとおり～

- ・ 遺産相続で遺言書がなく、残った妻と同居の次男家族が住んでいる家も財産として、法定相続にすると妻と3人の子供が分けることになり、今までの生活が維持できなくなるという知人の相談を受けたことがきっかけとなって遺言を作成した。
- ・ 遺言があれば、妻の生活の保全や子供たちの争いが避けられると、主人公が公証役場で相談し、立会人2人を伴って、遺言公正証書を作成するという内容。

5. 公証人と公正証書

- 岸和田公証役場の連絡先は以下のとおり
TEL：422-3295 FAX：422-4649
受付時間：午前9：40～11：30 午後1：00～3：30 相談は無料
- 岸和田公証役場では、公証人が3名いる。
- 全国では公証役場は約300カ所あり、公証人は約500人いる。離婚の養育費（裁判しないで差し押さえができる）、事業借地権（例えば20年で明け渡す契約を公正証書にする）、金銭貸借、尊厳死の宣言（延命治療の拒否について）、遺言書などの公正証書を作成している。
- 公正証書は、法務大臣が任命する公証人（裁判官、検察官、法務局長などを長年務めた人から選ばれる）が作成する公文書であり、公証人という国の機関がつくるので、下記のようないろいろな効果がある。契約や遺言は、安全確実な公正証書にしておくが良い。
- 公正証書の効用は、
極めて強力な証拠力があり、裁判になっても立証の苦労が要らない。
公正証書の原本は、公証役場に保存され、紛失、偽造、変造の心配がない。
強制執行ができる旨の条項を入れることにより、相手方が金銭債務を履行しないときは、訴訟を起こさなくても、不動産・動産・給料などの財産を差し押さえることができる。また、債務者が倒産した場合など、公正証書によって簡単に配当要求ができる。
法律で公正証書により契約することになっているもの（事業用借地権設定契約、任意後見契約など）は公正証書でないと、契約の効力が認められない。

6. まちづくりと市民後見人

- 東京都調布市を中心とする多摩南部地域では、医療系、司法系、福祉系、税務系の各専門家を中心に総合的な市民活動をしている。
- ドイツでは世話人という市民後見人の制度がある。
- 困った老人と行政をつなぐものが必要。
- 岸和田市でも考えてゆく必要がある。包括支援センターとつなぐ など。

質疑応答の際の回答

- 判断能力がある人は、成年後見制度は利用できない。全盲で署名できなくても、公正証書を作成することができる。本人が署名できない場合は公証人がかわって署名押印する。
- 印鑑証明、戸籍謄本、登記簿謄本（地名変更などあるので新しいもの）、評価証明書（固定資産税の通知書など）を揃える。証人2名については氏名、住所、生年月日、職業の記載が必要。他人の方が良い。相続権のある人などはだめ。適当な証人がいないときは、公証役場で司法書士を証人としてお世話する。
準備手続きを事前にして、公正証書が出来たときに証人と本人が公証役場に出向く。
- 本人の判断能力について、診断書をつける時もある。
- 禁治産者と戸籍に記載するのは平成12年までであったが、成年後見制度が整備された時、この戸籍記載が無くなり、後見登記制度ができた。
- 尊厳死協会に加入し、公証役場で尊厳死の宣言の公正証書を作成するとより有効である。



以上